退職記念講義（2022.1.19.）　**講義テーマ：現代行政学とガバナンス研究**

堀 雅晴

はじめに　まず講義のテーマを「現代行政学とガバナンス研究」とした理由は、本学学術図書出版推進プログラムに採択していただいた同名（東信堂 2017 年 3 月刊、以下単著と略）の単著に由来します。また翌年 3 月には、同書で同志社大学より博士（政策科学）の学位を授与していただきました。その意味から、本日の退職記念講義において、私の研究生活を語ることは本書の来歴をご紹介させていただくことですし、それがこの場に最もふさわしいことだとおもって準備をしてきました。ここで本題に進む前に、冒頭この場をお借りして、学生の皆さんはもちろんのこと、自由な研究環境を整えていただいた同僚各位、学部・大学関係者の皆様にお礼を申し上げます。

　それではさっそく本書の来歴を、「11 の偶然的な出会い」として振り返っていきます。これらの「出会い」が折り重なることで本書の誕生につながったのではないかと思っているからです。つまり、この度重なる幸運の恵みによって、自分ひとりの力では、到底上ることのできない高みに、とうとう立つことができたのではないかと密かに思っているからです。それではガバナンスとガバメントの概念定義を説明してから、ひとつ目の出会いからお話を始めます。なおあらかじめお断りしたいことは、今回の話はこの単著への取っ掛かりとなる話になりますので、その先へはこの単著でお確かめくださいますようお願いしておきます。

【概念定義】ガバメントとは国家（政府）が、国民の自己統治として国民を支配し（=rowing 漕ぐ）、行政機関が住民や団体等へのサービス提供や規制等に関わる管理運営を担当し、両者の関係性は独占的で閉鎖的な、ヒエラルキー的・垂直関係として特徴づけられるもので、縦軸にヒエラルキー性をもつ三角形で表せます。対するガバナンスとは非・国家（政府）や非・行政機関が、国家（政府）や行政機関との「対等な関係」成立の有無に係りなく、それ自体として公共サービスや規制活動等を担い（=steering 操縦する）、それが非独占・開放的な、ノン・ヒエラルキー／ヘテラーキー的・水平関係として特徴づけられるもので、横軸にノン・ヒエラルキーでヘテラーキー性をもつ楕円形で表せます。なおヘテラーキーという用語ですが、サイバネティックスやオートポイエーシスの諸理論で使われているもので、「水平型自己組織的ネットワークの諸調整モード」（Jessop, *Capitalism, Steering, and the State*, 2014〔2003〕参照）のことです（単著 2017：190, 注 32）。

第 1 番目の出会い:1990 年 島根大学法文学部法学科で行政学を担当することになったことです。元々政治過程論の先生のもとで、世紀転換期の米国における連邦農業補助金制度の成立過程を修士論文で取り上げ、博士課程では日本の 1980 年代中期までの減反政策を伴うコメの需給均衡政策を研究していました。もちろん政府機構における官僚制の作動問題については探究の中心的課題であり、いわゆる行政国家化の端緒を探究しておりました。その一

環で、1970 年中期に東京大学出版会から刊行されていた辻清明編『行政学講座（全５巻）』の関係論文や、1981 年刊行の田口富久治先生の『行政学要論：現代国家と行政の理論』（有斐閣双書）を読了する程度でした。もともと学部や大学院では行政学が未開講となっていた関係で、学ぶ機会がまったくなく、身近な存在ではありませんでした。

たまたま 1989 年秋に島根大学で行政学の公募があり、同年春に５年かかっていた改作中の修士論文が学部紀要に公刊できたので、思い切って初めての願書を出したわけです。島根県は農業県ですので、農業行政を研究している自分のような者であれば、たぶん注目してもらえるのではないかと思ったわけです。その読みが当たったのかどうかはわかりませんが、採用通知をいただく幸運に恵まれたわけです。

それからが大変です。４月の開講に向けて、行政学の教科書類を買いそろえて、通年 24 回分、100 分授業の準備を始める訳です。そのなかに西尾勝先生の『行政学』（放送大学教育振興会 1988 年）があり、これを大枠にして、自分の研究してきた減反政策や消費者行政の事例を加えたりしていきました。日本行政学会への入会は島根大学への着任後のことです。ここでトリビアをひとつ紹介しましょう。1993 年に西尾勝先生が有斐閣から『行政学』を刊行されたので、全国の大学で行政学を講義している者に贈呈されることがございました。そこには 59 名に送られたと書かれてありました。もう少し人数が多い分野かと思っておりましたので、これには少々ビックリしたことをよく覚えております。

第２番目の出会い：1996 年 11 月８日開催の政治学特別研究会における部門の諸先生からの厳しいご指摘でした。この特別研究会の開催は教授への昇任候補である助教授の教員に対して、「研究の到達点と今後の研究計画」の報告を求められる場です。その合否結果が学部長に答申され、翌年４月からの教授昇進が決まるわけです。私のこの研究会での審議結果はまだ昇任にふさわしい研究成果が上げられていないということで、見送りになりました。その理由は、私の研究成果が論評・時論と実態研究に偏っていて、原論・理論研究が手薄になっている、次回までにそこを改善してほしい、ということでした。

振り返ってみると、当研究会までの、94 年 4 月に着任して２年７か月の間、大変に忙しかったわけです。新人なので、いろいろな要請にホイホイとこたえていったからです。①現代日本政治論の授業準備、②通年の基礎演習、③1995 年 1 月 17 日に発災した阪神淡路大震災の立命館大学復興プロジェクト・行財政部会事務局員、④1995 年 7 月に政治過程論ご担当の福井英雄先生が急死、⑤立命館大学法学部編『現代日本の法と政治』法律文化社 1995 年 4 月に「官僚と利益集団」235～247 頁を担当、⑥「震災復興対策と中央地方関係」季刊行政管理研究（行政管理研究センター）72 号 1995 年 12 月、11～22 頁、⑦「政令指定都市と高齢者保健福祉計画：マネージメント・サイクルの視点からの分析」1995 年度立命館大学学術研究助成（特定研究 A）研究成果（研究代表者 堀雅晴）、平井記念図書館所蔵、本文 32 頁、などに夢中で取り組んでいたからでした。

ところで、その当時、外留の機会は着任してから４年間以降からでした。前任校では 1994

年から２年間の外留が予定されていました。そのため、とにかく 1998 年後期には何としても外に出してもらわないと、まとまった理論研究ができないと一生懸命にお願い致しました。それをかなえていただき、決まった時は本当にうれしかったです。

第３番目の出会い：外留先の受け入れ教授が、米国ピッツバーグ大学 B. Guy Peters 先生だったことです。先生との出会いも偶然でした。1997 年に行政管理研究センターの招きで来日され、講演を聞いた後に開かれたレセプション会場で、留学先を探していることを知った友人が私の肩を押してくださって、先生に受け入れのお願いに行ったところ、快諾していただきました。うれしかったです。

考えてみますと Peters 先生との出会いは次の点で大変に大きかったです。①米国行政学への橋渡しをしていただいたことです。この点はちょっと説明が必要だと思われます。米国行政学は日本行政学が母国だとみなしながら、相当別の様相を呈しており、異なる発展を遂げていました。そんなこと、どなたも今まで指摘されていなかったので、当初は大変に驚きました。そこでいい機会なので、1887 年の Wilson 論文から一つ一つ行政学の基本文献をたどる作業を、１年かけて行いました。その際、先生の積み上げられたご業績が導きとなりました。②ガバナンス研究の開拓者で国際的なリーダーであったこと、また英国行政学のリーダーである Rod Rhodes 教授と論争を始められたころでした。③比較政治学、行政改革でも大変に著名な方で、世界政治学会のリサーチコミティー＃27 の中心人物で、雑誌 Governance の編集長を 10 年以上も務められておられた、大変に博識の先生でした。

ちなみにピッツバーグ大学は早稲田大学の故寄本勝美先生が留学され、ピッツバーグ市政研究をされた関係で、日本人留学生や日本人コミュニティーを紹介していただけました。そのおかげで、その後の研究ネットワークづくりに弾みがつきました。

さて帰国後 Peters 先生のところで研究させてもらった成果は、本学創立百周年記念号が初出となった、単著の第２章となる「現代行政学の位相：現代米国行政学の自画像を手がかりにして」（立命館法学 2000 年 3・4 号）と、同第３章となる「ガバナンス論争の新展開：学説・概念・類型・論点」安本典夫・中谷義和編著『グローバル化と現代国家』御茶の水書房 2002 年 3 月、85～114 頁として、発表することができました。おかげで帰国後に開催された政治学特別研究会（2000 年 12 月 1 日）でも、前者の研究成果をもって懸案の原論・理論研究の充実課題がクリアーされたということになりまして、2001 年４月からの昇任人事が答申されることになりました。

ところで前者の論文は、日本政治学会編『年報政治学 2002』の「行政学・地方自治（学界展望 2001 年）」において、進藤兵氏によって「（前略）しかし、この『新自由主義的改革』か否かという二項対立図式自体に、問題はないだろうか。堀雅晴「世紀転換期の現代行政学」（『立命館法学』二七一・二七二号下巻）が合衆国行政学史の検討を通して述べているように、NPM〔新公共経営〕は、いくつかある行政パラダイムの一つにすぎないし、またその内部にトップダウン型とボトムアップ型との対立・矛盾を抱えている。（中略）国内の改革にの

み目を奪われることなく、NPM を 批判するためにも、比較行政研究の再構築が重要であると思われる」との好評価を思い掛けずに頂きました。進藤氏とはこれがきっかけとなり、後年、政治学会の公募型分科会への応募や批判的政治学研究会の創設にもいっしょに行う関係になりました。

第４番目の出会い：2000 年 7 月に東京で開催された日本のＮＩＲＡ（the National Institute for Research Advancement） と米国のＮＡＰＡ（The National Academy of Public Administration）の共催シンポジュームの席上で、寄本勝美先生から 1978 年の「年報行政研究 13」に機能的相互連結型システム論が発表されていたことを教えていただき、私としては日本におけるガバナンス理論の嚆矢を突き止めることができました（単著 2017：：60～61）。私はたぶん先生のご推挙で分科会でのコメンテーターをやることになったんだろうと思うんですけれど、先生の提出ペーパーが事前に送られてきて、コメントづくりを始めるんですが、読んですぐに、先生のお考えは渡米して学んだあのガバナンス論そのものだと分かりました。そこで会場で当然に、「この提出ペーパーには日本からのガバナンス論の新たな提案が述べられている」という趣旨の発言をしました。ところがセッション終了後に、先生から、意外にも、あの提案は実は 20 数年前の学会年報の論文で発表済みなんだと言われ、私はこれには大変に驚きました。

　そして後日先生にお会いして、この議論の続きをさせていただきました。私は従来、ともすれば先生の議論が課題解決型の地域社会論（事例研究を含む）としての受け止めが先生を含めて一般的ではなかったかと推測しておりまして、その理解は一面的で本質を把握できていない、つまりガバナンス論としての理解をすべきだと先生に申し上げました。私のこの指摘はその後も引き続きの「説得活動」のなかで、もちろんご理解いただけたと思われますが、結局、2011 年春におなくなりになるまで、ご自分からは自説をガバナンス論の脈絡ではお話になられませんでした。

　いずれにしろ日本におけるカバナンス論は、こうして寄本先生の理論的創造活動の結実が起点の重要なひとつとなっていることが、この後でお話します戦後改革期の歴史的経験とともに、単著第２章のなかで明らかにしています。

第 5 番目の出会い：2004 年頃大学院の指導教員であられた故上林良一先生よりお手紙が届いて、駒澤大学教授の故大塚桂氏から原稿の依頼がそのうちあるけれど、それに是非応えてやってほしいと書いてありました。そのようなことは初めてだったので少々ビックリしました。大塚氏は上林先生の指導教員で、戦後すぐ、関西大学出身者で初めての学長を務められた岩崎卯一教授の多元主義国家論を論文にされたことで親交をもたれたとのことでした。

　さて大塚氏から届いた手紙には、行政学分野において、「日本の政治学の展開を回顧し、将来の展望を切り開くことを目的」（「はしがき」大塚桂編著『日本の政治学』法律文化社 2006 年）とする論考を考えてほしいということが書いてありました。

日本行政学を、このように総括するような論考を書けるような業績がないことは自分が一番知っているわけです。本当はお断りしたかったのですが、指導教員に丁寧にお願いされてしまった後でしたので、いやいやながらお引き受けしたわけです。さっそく日本行政学を回顧した論文を探したのですが、そこでわかったことは何と！四半世紀以上も前の、1976 年の辻清明「日本における行政学の展望と課題」が前述の行政学講座にあるだけだったのです。

これまで、どなたも回顧論文を書かれたことがないような、いわば「聖域」の場所を、自分のような初学者に何も書けるわけがないと諦めながらも、日本における行政学の文献を一からリストアップしながら、読破することを始めたわけです。当然、本学図書館に十分に参考文献が所蔵されているわけでもなかったのですが、そこを助けていただいたのが福井英雄先生の奥様から譲っていただいた蔵書類でした。先生は京都大学の行政学者・長浜政寿氏の門下生なので、戦後行政学の重要文献や同僚と交換された抜き刷り類がそのなかにありました。特に足立忠夫「今はむかし：私の行政研究の回顧（一）」「地方自治職員研修」1992 年 12 月号以降の連載記事にはどなたも語っておられない、戦後の行政学者のリアルな様子が活写されておりました。

また 1966 年に有斐閣双書として刊行された加藤一明ほか『行政学入門』を書かれた先生のお一人に、当時のことについてお話を伺うことができました。同書のポイントは「はしがき」に（本書の内容は実際にはそうはなっていないのですが）、「本来の構成」ではサイモンらの『行政学』（原著の出版は 1950 年） の構成である、「人間の合理的活動—組織の形成—維持—発展」を軸にして、「組織と管理、行政組織、予算行政、人事行政、行政責任」（加藤ほか 1966：13）だとしていたからです。そこでわかったことは、先生たちの多くは法学部出身者で経営学や組織理論を学び研究したことがほとんど無いために、法制度論的な行政学になったということでした。その点は現在、法学部カリキュラムでも意識されておりまして、行政学と共に行政管理論が置かれていることからわかります。行政管理論の科目概要には、はっきりと「組織理論を前提にした公私組織論であり、古典的な官僚制の議論を前提とし、行動論、組織論の切り開いた新しい理論的地平をその出発点とする」と記されています。

いずれにしろ他律的に書いたこの「リサーチ行政学・地方自治論」でしたが、収穫はまことにおおきかったです。第一は日本行政学が米国行政学とその様相を異にする学問となった理由に、1960 年代から 70 年代にかけて日本のアカデミック出身の行政学者のなかで経営学や組織理論の系譜の行政学を学ぶものが少なかったことが背景にあったことです。もう一つは 1990 年中期に日本行政学会悲願の「国産の行政学」の確立が有斐閣講座の刊行をもって実現することになりましたけれど、新公共経営（NPM）の日本への「上陸」のなかでその記述内容の安定した状況は長く続かず、これからどこに漂着するのかを見通せない「過渡期」を迎えているとの現状認識を得ることができたことです。ちなみに単著では、「第一章 日本行政学の過去・現在・未来」として所収してございます。

第６番目の出会い：2004 年夏頃、現在、大阪市立大学名誉教授であられる細井克彦先生を研究代表とする高等教育の科研チーム（細井科研）に、たまたま私学の関係者が少ないということから、ただし採択されるかどうかはわからないけれどもということでしたが、研究分担者に声をかけていただいたことです。この科研チームで３年間研究して、「私立大学における大学ガバナンスと私学法制：2004 年改正私学法の総合的理解のために」立命館法学第 316 号 2008 年 3 月、220～289 頁の元になる科研報告論文をまとめることができました。ちなみに単著では、当該科研論文を別の角度から改作した日本行政学会での報告論文を、「第５章 大学界のガバナンス研究」として所収してございます。

実はその研究過程で、私にはちょっとした「大発見」があったんです。そのおかげで日本におけるガバナンス研究を、自信をもって前へ進めることができるようになったんです。それはどういう理由かといえば、ちょうど戦後改革で GHQ が、教育分野は南原繁先生の教育刷新会議の提言に従うということで地方への初等中等教育の分権化が公選制教育委員会の設立で進められ、あと残りは高等教育制度と各大学をどうするのかということでいろいろと議論がありました。その時に GHQ が自国で大学ガバメント・システムと呼ばれていたものに倣って、日本でも中央教育行政機構に相当する「中央審議会」をつくろうという提案（大学法試案要綱〔いわゆるイールズ案〕）が文部省に届けられました。それによればこの審議会には、官立と公立の両大学群から３名、私学からは３名、衆参文教委員会の任命者（各１名）、残りの７名は文部大臣の任命者（国会承認の要件付）となっておりました。もちろんその前に刷新会議の提言もあるんですけれども、いずれにしろ、そういうことが真剣に議論されていたということを見つけたんです。

この「発見」については昨年 11 月に急逝された世取山洋介氏（新潟大学教育研究院教授、細井科研のメンバー）がその論考のなかで「戦後教育法制はその成立当初から“ガバナンス”の一形態を構成していた[7)]」（「新自由主義教育改革、教育三法、そして教育振興基本計画」『日本教育法学会年報 第 38 号』有斐閣 2009 年 3 月 11 頁）と述べられて、注７を付されたそこには、この拙稿を参考にされたことが記されております。教育学者からの、この受け止めには本当にありがたかったです。

第７番目の出会い：2007 年 10 月に開催されることになった同志社大学・人文科学研究所の公開講座で、「ガバナンス論の現在」というテーマで講演することになったことです。研究所の活動には関わらせていただいていましたが、私にはその当時ガバナンス論を総覧できるような実績はつみあがっていないと考えていました。しかし現在同志社大学名誉教授の新川達郎氏からお話があったので、まさしく「清水の舞台」から飛び降りる覚悟で引き受けたのでした。

この講演で使用したパワーポイントをみてみましたら、その骨子はこうなっていました。

１．はしがき：ガバナンスの語源、２．「ガバナンス」概念の日本への浸透、３．なぜ、「ガバナンス」に人気が集まっているのか（社会的背景）、 ４．「ガバナンス」の日本社

会への普及、５．「ガバナンス」の公的使用例、６．ここで使用する「ガバナンス」の定義、７．拡張する「ガバナンス」概念：体系図（試論）、８．Bevir の「ガバナンス」の解説、9.ガバナンス論の学説的背景:最近のデモクラティック・ネットワーク・ガバナンス(DNG)』の登場、10. ロスキレ大学の Sørensen と Torfing と、次世代へのバージョンアップの重要な研究戦略の課題、11. 「まとめに代えて」では、ひとつめに「ガバナンス」という言葉が流行っている割には、きちんとした裏づけから使われているわけではないこと、もうひとつめは 1980 年代以降、グローバル化と新自由主義改革の進展のなかで、「学問の世界」の研究対象も著しく変化しており、研究方法論それ自体を革新していかなければ、正確な理解や説明ができなくなってきていること、いわんやそうした作業を抜きにした改革論は成り立たないこと、と指摘しておりました。

さてこの講演をお引き受けすることで、当面の研究課題がさらにいっそう明確になりました。まず単著「序論」の基となる基礎的内容を整理する作業に取り掛かる契機となったこと、次にその後に精力的に研究することになる Bevir や、2010 年春に在外研究でお世話になる Sørensen と Torfing をとりあげていること（単著 2017：第４章）、最後に、前項で説明を済ませています細井科研での戦後改革研究の進展も相まって、ガバナンス論の日本社会への受容問題に「特段の留意」を払う契機となっていること（単著 2017：はしがき）です。

第８番目の出会い：現在は名誉教授であられる産業社会学部の佐藤春吉氏がマーガレット・アーチャー『実在論的社会理論：形態生成論アプローチ』（青木書店 2007 年５月）の刊行を皮切りに、ちょうど批判的実在論の研究を本格化されていたときでした。そのころ私も法学会からの出版助成をいただけることになっていたのに、何度も先延ばさせてもらっても原稿が出来なくて出版を諦めたころでした。そして改めて取り組んだことは、研究の振り出しに戻って、単著の「序章　3.ガバナンス概念と社会科学論」の準備を始めたことでした。実は先に触れました 2002 年刊行の「ガバナンス論争の新展開：学説・概念・類型・論点」のなかで Rhodes のいう「説話」による反基礎的アプローチについて紹介するのがやっとで、そのために論文ではこのアプローチを「社会科学とは内在論理を異にする人文科学によって新たなガバナンス・アプローチを組み立てる」（単著 2017：：86）ものだと書いていて、はっきり言えばそこで立ち往生してしまっていたのでした。

その後の、自分自身の批判的実在論の研究の進展のなかで、存在論としての基礎付け主義と反基礎付け主義、認識論としての実証主義・実在論・解釈主義、方法論としての定量的・定量的並びに定性的・定性的という整理へと進み、その解説が少し書けるようになりました。おかげでガバナンス研究の一潮流を形成している Rhodes と Bevir の議論が、反基礎付け主義で解釈主義の典型であることがよくわかりました。その特徴は Torfing が指摘するように、反基礎付け主義に孕まれる「ガバナンスに制約を加えられない」（単著 2017：：101）ことにより、「2 人のガバナンス概念は何でもありとなったり、逆に何でもないとなったり

してしまう」（同上）ところにあるものです。結局そのおかげで、単著の「第 4 章ガバナンス研究の回顧と展望:代表的な三つの見解から」の初出論文をまとめることができました。

また同時にこのことは、「世紀転換期を終えつつある 現代行政学は、今や、ガバメント研究からカバナンス研究へとその学問的営為を大きく発展させる時期を迎えているといえるのである。／したがって、本書は今後の研究展望を明らかにすべく、終章において、まず Rhodes 教授や Bevir 教授のポストモダニズム・ターンの宣明に積極的に 応える意味から、自らの立場を批判的実在論に据える」（単著 2017：「はしがき」v 頁）とのスタンスの獲得につながっていきました。

第 9 番目の出会い：私にとって「20 歳代の私」との出会いが、この「自らの立場を批判的実在論に据える」なかでありました。もともと私は 1970 年代西欧諸国でのユーロコミュニズムの登場に伴う歴史的転換期にあたり、田口富久治先生が着手され中谷義和先生たちと精力的に紹介されたいわゆる「マルクス主義ルネサンス」の洗礼を受けていました。したがって**「20 歳代の私」**もそうした研究を吸収して成果を出したいとの思いもありましたし、本学の福井英雄先生にもご協力いただいてそのための研究会を組織していました。しかし決定的に語学力不足のうえ、アルチュセールを筆頭にして展開された構造主義の議論に歯が立たず、ニコス・プーランツァスの冷徹な認識によって止めを刺されてしまいました。

プーランツァスは 43 歳で自死する前年に書いた田中正人・柳内隆訳『国家・権力・社会主義』（ユニテ 1984〔1978〕）で社会主義への民主主義的進路問題における「脱け出さねばならないディレンマ」（同上: 291）を正確に認識していました。それは一方で「現存の国家を正常な状態で維持し、二義的な変化を加えた上で代議制民主主義のみに執着する―これは社会民主主義的国家至上主義およびいわゆる自由主義的議会主義へと行き着く― か、それとも、下部における直接民主主義あるいは自主管理的運動にのみ依拠する―これは遅かれ早かれ必然的に国家至上主義的専制あるいは専門家による独裁へと行き着く―か、の間のディレンマ」（同上）でした。そして彼はこの隘路の突破に向けて、「代議制民主主義の変革の過程と、下部における直接民主主義の諸形態ないし自主管理運動の発展の過程との連携」（同上: 297）に求めつつも、同時に実はこの進路にもその裏側には、「ブルジャワジーの反動」と、この「二つの過程の連携の諸形態 」（同上: 301、傍点は原文）をめぐる「新しい問題」（同上）とが待ち受けているとみていました。結局プーランツァスは、こうして社会主義への民主主義的進路の問題に、「解答は未だ存在」（同上: 303）せず、「危険のない王道」（同上: 301）もないと断言したからでした（単著 2017：188、注 27）。

「20 歳代の私」はそれに対して、プーランツァスのいうことがまったくそのとおりであり、彼からこうまで言われてしまうと、それ以上に成果の見えない研究の道を進むわけにも行かず、当時の私には結局のところ、提起されている「マルクス主義ルネサンス」の研究課題を将来の「宿題」にすることしかできなかったわけです。

それから 30 年以上も経過し、今回、単著の終章として挑戦した課題、すなわち「マルクスとガバナンス論」は実は留保したままになっていた「宿題」のことであり、またここで改めて、正面から取り組む機会が訪れたということに気が付くわけです。私のプーランツァスへの大変に遅くなった応答が、そこに書いておいた、次からの文章だったのです。

「マルクスが観察したパリ・コミューンを元に構想した「真の自己統治」とは「ガバメント無きガバナンス」論と呼べるが、その基本構想は次の３つの柱からなる。

ア）従来までの「一つの政体＝一つの国家・中央政府の発議権」からなる垂直的編成は，「一**つの政体＝複数のコミューンの発議権」**を通じて，コミューンという単位政府による水平的再編が行なわれる。換言すれば，「一つの政体＝複数のコミューンの発議権」の全体像は，各コミューンから構成されるメタガバナンスとして，非独占，開放的なノン・ヒエラルキー的，水平関係として十分に描かれるものである。

イ）彼〔マルクス〕の制度構想は，① コミューン・レジームが，地方レベルには地区コミューンに代表者会議が設けられ，その下で共同事務が執り行われ，次に中央レベルには，それらの代表者会議から命令委任の関係で選ばれた、代議員からなる全国代議員会がパリに置かれる。②中央政府にはコミューン吏員によって行われる，「少数の，だが重要な機能」（ただし〔マルクスからは〕具体的な内容について明示されていないが）が残ることになる。③ 国民・国統一はコミューン制度によって生産者自治を基礎に組織され，これまでの古い政府権力においては、一方で「純然たる抑圧的な諸機関」が破壊され，他方で「正当な諸機能」が社会の側で責任を負う、職員たちに返還されることになる。

ウ）彼〔マルクス〕の理解する新しいコミューン制度は「中世のコミューンの再現」「小国家の連邦」「『過度の中央集権に反対する』対立物」のいずれの性格でもなく，国家が寄食してきた，社会のもつすべての力を，元の社会の身体に戻させる、役割を果たすものと考えている。また国民・国統一は以前には政治的強力によって、外在的に生み出されたけれども，この新しいコミューン制度によって、近代的国家権力が打ち砕だかれた後に，社会的生産の強力な共同作因〔a powerful coefficient of social production〕として、内在的なものとなっている」（単著 2017：176～77）。

ただしそこにはマルクスの具体的記述の制約があって、それは 19 世紀後半段階での人類の社会的・経済的・政治的諸経験の進展に基づく理論的思索である。当然今日、21 世紀初頭の段階にあっては、「自分のために自分で行動する人民」の自己統治を保障する制度構想を、「人民・支配という「パラドックス」克服に向けた「永久革命としての民主主義」（丸山真男）の一環として、新たに具体的に探究しなければならない」（同上）、と。

ところで私のこの「プーランツァスへの大変に遅くなった応答」は同時に、彼以外の先達たちへの応答にもなっていることが後でわかりました。たとえば 1959 年に丸山眞男氏が対談の中で「自律的な個人と個人とが横につながって社会とかアソシエイションを作っていく」（丸山眞男・上原専祿「教育の本質：課題と展望（1959 年 4 月）」丸山眞男手帖の会編『丸山眞男話文集 続 1』みすず書房 2014:429）、そして「結局人間と人間との結合で〔制

度〕を作っていく」　（同上:430）との将来展望を語っておられましたが、それへの実現の要件にはこの単著が「応答」のなかで指摘している、「生産者の自治に基づく 国民（ネイション）・国の統一性」と、「その統一性の社会的生産に対する共同作因性」の確保がその課題としてあることを明らかにしています。

またガバメント論者の西尾勝氏（行政学）に対しては、西尾氏の「政府間関係の概念」西尾勝『行政学の基礎概念』（東京大学出版会 1990 年、初出 1983 年）に、ガバナンス論からの異論を対置しています。両者の「決定的に違う点は，政府間関係論では＜国（単数）のガバメントと地方（複数）のガバメント の間の関係性＞であるのに対して，ガバナンス論では＜地方（複数）のガバナンスおよび地方（複数）の間のメタガバナンス＞である」（単著 2017：168）、としています。

そして加藤哲郎氏（政治学）に対しては、先行研究の最高峰であるとしてその山頂を目指して登っていきましたところ､加藤｢社会主義と国家の 140 年 ： レーニン主義国家論批判」『東欧革命と社会主義』花伝社 1990 年において、「非国家的『中央政府』の可能性」（加藤 1990：160）という文言だけを示唆するに止まっておられました。私はその到達点を尊重しつつ、さらにそこから先を目指して単著終章で検討したマルクス『フランスの内乱』（初版はロンドンにおいて英語で 1871 年 6 月 13 日に刊行）において「社会による国家権力の再吸収」される部分 と「純然たる抑圧的な諸機関」が破壊される部分とが存在していて，今後のさらなる検討が必要であるとの条件付きながら，コミューン単位の自己統治を基盤とする「ガバナンス 型政体〔polity〕」（堀「マルクスとガバナンス論: アソシエーション論への包摂にむけて（2・ 完）」「立命館法学」359 号 2015：310，注 34）が形成されるのではないかとの仮説を問題提起するまでに至っております。

また私のガバナンス論を人民主権論の研究で高名な杉原泰雄氏（憲法学）のご業績に接合すべく検討を進めました。残念ながらそのままではできませんでしたので、杉原氏の論考への修正をご提案しております（同上：303）。なぜなら堀（同上：298-303）において、「杉原が後述のとおり「国家」（＝ガバメントの概念理解） の前提からパリ・コミューンの諸文書を検討されていて，「パリ・コ ミューンの想定する国家像」（『人民主権の史的展開』岩波書店 1978: 402）を明らかにされようとしている」（堀 2015：299）からです。私が指摘するその根拠は、杉原氏が、わざわざ理由もなく当時のコミューン団体の文書に、「『国家 連 合』 (confédération) 的なコミューン連合とみえないわけではない」（杉原 1978：399）とする「コミューンは（中略）政治的・国民的・特殊的な集団〔国 家のこと ： 杉原の挿入〕の中で，都市の中における個人のように，完全な自由・個性・完全な主権を保持する法人格として存在しなければならな い」（「三月二七日の二〇区共和主義中央委員会の宣言」(Manifeste du Comité de 20 Arrondissements) （同上，傍点は杉原）と、「国家」を挿入されるからである。ちなみにこの挿入は 30 年後の、杉原『憲法と資本主義』勁草書房（2008 ： 165）においてもそのままにされておられます。

ではなぜ杉原氏がわざわざ「国家」（＝ガバメント概念で理解するもの）を挿入しなければいけないのかといえば、同書「⑵『命令的委任案』の想定する国家構造： 井上氏により『命令的委任案』の理解にふれて」のなかで、先行研究者である井上すゞ氏（『ジャコバン独裁の政治構造』御茶の水書房 1972 年）の指摘する「民衆的フェデラリズム」が、「諸セクシオンの集合体としてのフランス（中略）は、一つの『国家連合 confédération』〔「連邦 fédération」ではない、堀挿入〕として、統一的国家意思形成機能を欠くことにならざるをえない」（杉原 1978: 58-59）と、機能欠如の理由を述べないまま断定されているからです（単著 2017：188-89、注 29）。

第 10 番目の出会い：産業社会学部教授の中西純司氏より 2015 年 3 月「日本体育・スポーツ経営学会」の「理事会企画シンポジウム：スポーツ経営におけるガバナンス研究の課題について」において、報告してほしいと依頼されたことです。中西さんは大会企画委員長をされていて、ガバナンス研究の動向を話せる人を探していらっしゃって、私が研究していることを聞きつけられたということでした。そこで「体育・スポーツ経営学におけるガバナンス研究の必要性」と題して報告し、その報告と学会の研究雑誌の論考をまとめて、単著に「第 6 章スポーツ界のガバナンス研究」として所収することができました。

さて、その中で明らかになったことは、まずスポーツ界でのガバナンス改革が国際的に進んでいること、次にこの前で触れました批判的実在論による研究論文をみつけることができたこと、さらには各ガバナンスを統括するメタガバナーとメタガバナンスの実際の役割、その典型として、どこの官庁の監督にも服していない日本弁護士連合会の先駆的実例（単著 2017：151）に言及することができたことです。最後の点は日本におけるガバナンス研究では、これまでまったく触れられたことのない事柄です。これを教えてくださったのは水野武夫先生で、元の講師控室での立ち話のなかでした。初めて伺った時には自分に固定観念が無意識にありましたので、少々ビックリしました。そしてやがて参考文献を読み進んでいくうちに、「弁護士自治」だけを例外的存在とするべきではないと考えましたし、これが「ガバメント無きガバナンス」の実現可能性に大いに展望を与えてくれるものとなりました。

最後の第 11 番目の出会い：2015 年ごろ還暦を控えて、これまでの研究を単著にまとめたいと思っていたころ、たまたま鈴木哲也・高瀬桃子著『学術書を書く』（京都大学出版会 2015 年 9 月）に出会いました。特に「第 3 章　企画と編成–読者・テーマ・論述戦略」を読んでから、編集作業にあたって「著者の視点」から「読者の視点」に転換して考えることになりました。そうなると、ただ書きためてきたものを無機質的に並べるだけの「論文集」だったものが、想定する読者がどのような作品を読んでみたいのかを想像しながら、導入と展開そして結論、さらには次の課題への端緒につながっていく全体のストーリー性が鮮明にみえてくることになりました。またこのように考えたうえで「はしがき」を書き始めていきますと、当初、無自覚的だった自分の問題意識がはっきりしてきて、「ハッ」とした覚えが

あります。「はしがき」のこの部分がそうです。
「さて、以上の追究の成果を、ここで結論として先取りしておけばこういうことになるであろう。従来のガバメント研究ではガバメントの宿命であるところのヒエラルキー的でトップダウンを内在させる現代行政学を改善するあり方として、一方で議会改革・オンブズマン・監査機関の関与の強化等の外部的アプローチと、他方で行政官僚制の病理への「処置」としての、アカウンタビリティ・倫理と誠実性・公開・公正・法治主義による「健全性」確保 の追究という内在的アプローチとを研究してきたわけである。本書ではそれらの研究に加えて、新天地開拓型行政学としてのガバナンス研究に注目して、 パブリック・ガバナンスの構築に向けたネットワークおよびボトムアップ型 による自己統治システムを創造する理論的課題が現に存在していることを明らかにするとともに、それを本格的に追究する学問的な意義があることを積極的に主張することを考えている」、と。

以上で私の「現代行政学とガバメント研究」にまつわる「11 の偶然的な出会い」をすべてお話させていただきましたので、これで退職記念講義を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【資料：各章と初出論文の対応関係】**はしがき**～書き下ろし **序章　ガバナンス研究の見取図～【初出先】**「ガバナンス論研究の現状と課題：“スポーツのグッドガバナンス” に向けて」 「体育・スポーツ経営学研究」(27 巻 1 号 2014 年）のⅠ～Ⅲ。

第Ⅰ部　ガバメント研究としての現代行政学 ／第 1 章　日本行政学の過去・現在・未来～「リサーチ行政学・地方自治論」大塚桂編『シリーズ日本の政治 第 1 巻　日本の政治学』(法律文化社、2006 年)。**第 2 章　現代行政学の位相:現代米国行政学の自画像を手がかりに**～「世紀転換期の現代行政学：現代アメリカ行政学の自画像をてがかりに」『立命館法学』(2000 年第 3・4 号、2001 年 2 月)。

第Ⅱ部　ガバナンス研究としての現代行政学／第 3 章　ガバナンス研究の新展開:学説・概念・類型・論点～「ガバナンス論争の新展開：学説・概念・類型・論点」中谷義和・安本典夫編『グ ローバル化と現代国家：国家・社会・人権論の課題』(御茶の水書房、2002 年 3 月)。 **第 4 章　ガバナンス研究の回顧と展望:代表的な三つの見解から**～「ガバナンス論の到達点：ガバナンス研究の回顧と展望をめぐって」新川達 郎編『公的ガバナンスの動態研究』(ミネルヴァ書房、2011 年 3 月)。

第Ⅲ部　事例研究からのガバナンス研究／第 5 章　大学界のガバナンス研究～「被占領期における中央教育行政のあり方をめぐって：ガバナンス論の源流 を求めて」(2008 年度日本行政学会「分科会 C 脱審議会の政治行政」における 報告論文、2008 年 10 月)。 **第 6 章　スポーツ界のガバナンス研究** ～「ガバナンス論研究の現状と課題：“スポーツのグッドガバナンス” に向けて」 『体育・スポーツ経営学研究』(第 27 巻 2014 年 2 月）のうちのⅣ～Ⅴ。

終章　ガバナンス研究の展望:マルクスのアソシエーション論への包摂～「マルクスとガバナンス論⑴」『立命館法学』(2014 年第 4 号、2014 年 12 月)

PROceedings Replaces Panel Paper Room

Based on recommendations from the APSA Annual Meeting Committee, PROceedings, the online archive of papers presented at the Annual Meeting, will replace the panel paper room beginning with the 2001 meeting in San Francisco.

As a result, paper presenters are entirely relieved of the responsibility of reproducing and shipping 50 copies of their paper to the panel paper room. Instead, paper presenters must upload their completed papers to the PROceedings web site between late July and early August. The continued success of the online system will rely on early submission of papers by participants. Authors will still be free to distribute hard copies during panel sessions and poster presentations.

Annual Meeting papers will be available through PROceedings (PRO.harvard.edu) beginning in late July before the meeting and throughout the year following. Users may use the online system to browse papers or search via author, title, or keyword. The online archive replaces the microfilmed papers that become available three or four years after the Annual Meeting.

2001 Congressional Fellows Take to the Hill

APSA welcomed 38 political scientists, journalists, and federal executives to Washington, DC this fall to participate as the forty-eighth class of the Congressional Fellowship Program. The program seeks to improve the quality of scholarship and teaching on Congress and American national politics as well as enhance public understanding of Congress and policymaking by bringing fellows to Capitol Hill to experience Congress first hand.

Beginning this past November with a month long orientation, the fellows were introduced to the legislative process through meetings with academics, lobbyists, members of the press, hill staffers, and former fellows. At the completion of the orientation, the fellows began their search for placement in Congressional offices for the duration of the fellowship.

Jay Barth, this year's William A. Steiger Fellow and Associate Professor and Chair of political science at Hendrix College, found a position in the office of Senator Paul Wellstone (D-MN) working on education, judiciary and civil rights issues. Joining him in Senator Wellsone's office is John Adams from the Department of State who will be working on international affairs. Professor Arthur Burris from California State University, Hayward decided to go with the minority staff of the House Budget Committee. Brian Posler, a professor from Milikin University, chose to work in the office of Representative Rod Blagojevich (D-IL). Ph.D. candidate and Carl Albert Fellow Jocelyn Jones is working for Representative J.C. Watts, Jr. (R-OK) in the House Republican Conference, and Hatfield Fellow Alyssa Macy will put her experience as prosecutor in Warm Springs, Oregon to use working with Representative Darlene Hooley (D-OR) on Indian affairs and judicial issues.

Benjamin Brown of the Federal Deposit Insurance Corporation, will draw on his experience by working in Representative Michael Oxley's office on banking issues, while Sally Zeller and Linda Kalet, both from the Social Security Administration, will utilize their skills in the offices of Representative William Coyne (D-PA), and Representative Gary Condit (D-CA) respectively.

Intelligence advisor for the Office of the Secretary of Defense Judi Demulling will work on defense issues for Senator Bob Graham (D-FL), and German Marshall Fund Fellow and Ph.D. candidate from Humboldt University in Berlin, Andrea Witt also will be assisting in Graham's office on immigration issues. Bertam Welker, also a German Marshall Fund Fellow, who comes to the United States from the Aspen Institute in Berlin, will address international trade issues for Representative Tom Sawyer (D-OH).

Included in the Congressional Fellowship Program are six Robert Wood Johnson Foundation Health Policy Fellows. Coming into the program with extensive medical back-

2000 meeting attendees browse through panel paper room. Photo by Bill Petros.

Chairs Directory Now Online!
Looking for contact information for department chair in political science? Try the new searchable Chairs directory on APSANet at www.apsanet.org. The service is available for individual APSA member and departmental members.

174　　PS March 2001

＊2001 年大会からのウエッブ提供に際し、前年大会でのペーパー・ルームの様子を伝える写真（APSA, *PS: Political Science & Politics*, Vol.34, Num.1, March 2001.）